

# 「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に  
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

## 上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

### 対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

#### 中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

| 業種          | A. 資本または出資額 | B. 常時使用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下   | 50人以下        |
| サービス業       | 5,000万円以下   | 100人以下       |
| 卸売業         | 1億円以下       | 100人以下       |
| その他の業種      | 3億円以下       | 300人以下       |

### 助成内容

#### 1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- |                                           |                                                                                            |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 労務管理担当者に対する研修                           | ○ 労務管理用ソフトウェア                                                                              |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発                         | ○ 労務管理用機器                                                                                  |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング<br>(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ)                                                                         |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更<br>(計画的付与制度の導入など)      | ○ テレワーク用通信機器                                                                               |
|                                           | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等<br>(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車<br>リフトなど)(注:成果目標をいずれも達成した場合<br>のみ、支給対象となります。) |

などの  
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

#### 2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

| 目的            | 成果目標                                  |
|---------------|---------------------------------------|
| a 年次有給休暇の取得促進 | 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる |
| b 所定外労働の削減    | 労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる |



### 3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）の3か月を自主的に設定してください。

### 4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

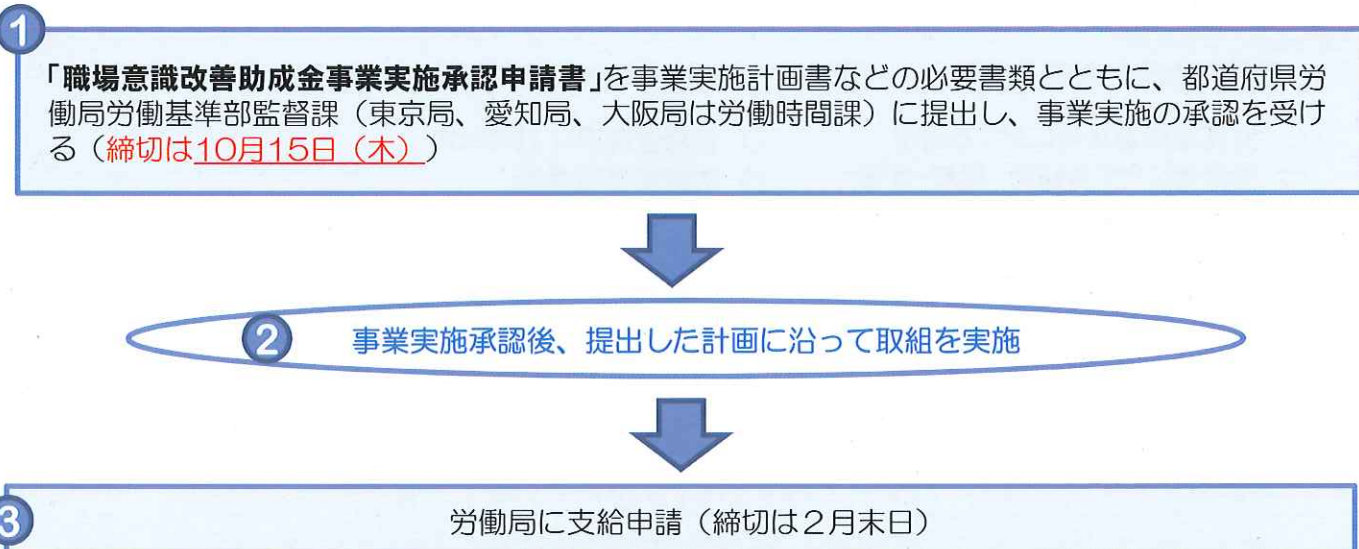
| 対象経費                                      | 助成額                            |
|-------------------------------------------|--------------------------------|
| 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 | 対象経費の合計額×補助率<br>※上限額を超える場合は上限額 |

| 成果目標の達成状況 | a、bともに達成 | どちらか一方を達成 | どちらも未達成 |
|-----------|----------|-----------|---------|
| 補助率       | 3/4      | 5/8       | 1/2     |
| 上限額       | 100万円    | 83万円      | 67万円    |

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

| 成果目標の達成状況 | a、bともに達成 |
|-----------|----------|
| 補助率       | 3/4      |
| 上限額       | 100万円    |

### 利用の流れ



### お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



## 「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による**所定労働時間の短縮**を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

### 所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

#### 対象事業主

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（**特例措置対象事業場**）、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する**中小企業事業主**

#### 特例措置対象事業場の範囲

常時10人未満の労働者を使用する以下の①～④の業種の事業場が対象です。

- ①: **商業**(物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業)
- ②: **映画・演劇業**(映写、演劇その他興行の事業。映画の製作の事業を除く。)
- ③: **保健衛生業**(病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業)
- ④: **接客娯楽業**(旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業)

**中小企業事業主の範囲** (AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。)

| 業種          | A. 資本または出資額 | B. 常時使用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下   | 50人以下        |
| サービス業       | 5,000万円以下   | 100人以下       |
| 卸売業         | 1億円以下       | 100人以下       |
| その他の業種      | 3億円以下       | 300人以下       |

#### 助成内容

##### 1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング  
(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更  
(所定労働時間に関する規定の整備など)
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等  
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など)

などの  
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。



## 2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

**事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。**

## 3. 事業実施期間

事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）に取組を実施してください。

## 4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

| 対象経費                                      | 助成額                            |
|-------------------------------------------|--------------------------------|
| 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 | 対象経費の合計額×補助率<br>※上限額を超える場合は上限額 |

|     |      |
|-----|------|
| 補助率 | 3/4  |
| 上限額 | 50万円 |

### 利用の流れ

1

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課（東京局、愛知局、大阪局は労働時間課）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は12月15日（火））



2

事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施



3

労働局に支給申請（締切は2月末日）

### お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。  
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



# 「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」※及び仕事と生活の調和の推進のため、  
**終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク**  
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

## サテライトオフィスで行うテレワークも対象に加わりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

### 対象事業主

テレワークを新規で導入する**中小企業事業主** ～試行的に導入している事業主も対象です～

**中小企業事業主の範囲**（AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。）

| 業種          | A. 資本または出資額 | B. 常時使用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下   | 50人以下        |
| サービス業       | 5,000万円以下   | 100人以下       |
| 卸売業         | 1億円以下       | 100人以下       |
| その他の業種      | 3億円以下       | 300人以下       |



### 助成内容

#### 1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- **テレワーク用通信機器の導入・運用(※)**  
(例)web会議用機器、  
社内のパソコンを遠隔操作するための機器  
など  
(※)パソコン、タブレット、スマートフォン  
は対象となりません
- **就業規則・労使協定等の作成・変更**  
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- **労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発**
- **外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング**
- **保守サポート料、通信費**
- **クラウドサービス使用料**



## 2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

## 3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）で、1か月から6か月の間で設定してください。

## 4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

| 対象経費                                                                                                                  | 助成額                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費<br>※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象 | 対象経費の合計額×補助率<br>(上限額を超える場合は上限額※)<br>(※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数<br>または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額 |

| 成果目標の達成状況  | 達成    | 未達成   |
|------------|-------|-------|
| 補助率        | 3/4   | 1/2   |
| 1人当たりの上限額  | 6万円   | 4万円   |
| 1企業当たりの上限額 | 150万円 | 100万円 |

例えば、従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり10万円の機器を導入する場合、  
所要額 10万円×5人 = 50万円  
→ 6万円×5人 = 30万円を助成  
※目標未達成の場合は、  
4万円×5人 = 20万円を助成

## 利用の流れ

1

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は12月1日（火））  
※ 厚生労働省から事業実施承認通知書が送付されます

2

事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施

3

テレワーク相談センターに支給申請（締切は2月末日）  
※ 厚生労働省から支給されます

## お問い合わせ先

## テレワーク相談センター

※職場意識改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である（一社）日本テレワーク協会により行われています。

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11

東京YWCA会館3階

電話：0120-91-6479

URL：<http://www.tw-sodan.jp/>

(H27.4)